特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 1 | 住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御宿町は、住民基本台帳に関する事務における特定誇示情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の自体を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

千葉県御宿町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイ | (ルを取り扱う事務 |
|--------------|--|
| ①事務の名称 | 住民基本台帳に関する事務 |
| ②事務の概要 | 御宿町が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、御宿町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、御宿町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の周伊を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、御宿町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。御宿町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事頃に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 [10個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 [10個人番号の通知及び個人番号カードの交付 [10個人番号カードを第10日代表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表 |
| ③システムの名称 | 住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワーク、団体内統合宛名システム、中間サーバー |

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)
- 第7条(指定及び通知)
- ・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)

2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

(平成25年5月31日法律第28号施行時点)

- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- ・第6条(住民基本台帳の作成)
- ・第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)
- ▶・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- •第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10
- (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12
- (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

Λ 桂報担併ネットロークシフテルに下る桂報油堆

| THE HEAVINE IN ANY AND | クスノムにより用刊足が |
|--|--|
| | |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。 |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 担当部署 |
| ①部署 | 税務住民課 |
| ②所属長の役職名 | 税務住民課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正·利用停止請求 |
| 請求先 | 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地 総務課 0470-68-2511 |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ |
| 連絡先 | 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地 税務住民課 0470-68-6695 |
| 9. 規則第9条第2項の適 | 用 []適用した |
| 適用した理由 | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | | |
|--|------------------------|-------------------|---------------------|---|---|-----------|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 冷和5年9月30日 時点 | | | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | | | |
| 特定個人情報 | 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | | |
| いつ時点の計数か | | 令和5年9月30日 時点 | | | | | | |
| 3. 重大事 | 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価 | 書の種類 | | | | | | | |
|---|--------|------------|--------|-------|---|-------|---------------------|--|--|
| [基礎 | 項目評価書 | !] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評价 2) 基礎項目評价 3) 基礎項目評价 | 西書及び | 《重点項目評価書 《全項目評価書 | | |
| 2)又は3)を選択した評価実 載されている。 | 施機関につ | いては、それぞれ重 | 直点項目評価 | 語文は全 | 項目評価書におい | ヽて、リス | くク対策の詳細が記 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特 | に力を入れている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの | の委託 | | | | [|]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 伝(委託や作 | 青報提供ネットワーク | ウシステムを | 通じた提供 | 共を除く。) | [|]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | の接続 | | []接線 | 売しない(入手) | I |]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か | [特 | に力を入れている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [特 | に力を入れている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------|---|-----------|---|---|---|--|--|
| | 国人情報の漏えい・滅 負リスクへの対策は十 | [| 特に力を入れている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 8. 人 | 手を介在させる作業 | | | | I |]人手を介在させる作業はない | | |
| | ウミスが発生するリスク け策は十分か | [| 特に力を入れている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| | 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー修得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む情報による照会を行うことを厳守している。また、他の事務に関しても必ず複数人での確認を行ない、人手が介在する局面ごとに人為的ミスを防止する。 | | | | | | |

| 9. 監査 | | | |
|----------------------|---|--|--|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育 | ·啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている |] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと | きえられる対策 | [0]全 | 項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | 3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク | 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正す い、滅失・毀損リスクへ | 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [|] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|---|---|------|--------------|
| 平成29年6月12日 | テムによる情報連携 | | (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう | 事後 | |
| 平成29年6月12日 | Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 | 平成27年1月31日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 平成29年6月12日 | IIしきい値判断項目 2 取扱者数 | 平成27年1月31日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 平成30年5月30日 | Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月25日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 平成30年5月30日 | IIしきい値判断項目 2 取扱者数 | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月25日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 平成31年4月30日 | Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 | 平成30年4月25日時点 | 平成31年4月30日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 平成31年4月30日 | IIしきい値判断項目 2 取扱者数 | 平成30年4月25日時点 | 平成31年4月30日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 令和1年6月14日 | IV リスク対策 | _ | 評価を実施 | 事後 | 評価書様式変更によるもの |
| 令和2年3月1日 | I 関連情報 3 個人番号の利用 | 1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) | 1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) | 事後 | 再実施によるもの |
| 令和2年3月1日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担 | 税務住民課長 齋藤 浩 | 税務住民課長 | 事後 | 再実施によるもの |
| 令和2年3月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 | 平成31年4月30日時点 | 令和2年3月1日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 令和2年3月1日 | IIしきい値判断項目 2 取扱者数 | 平成31年4月30日時点 | 令和2年3月1日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 令和4年9月30日 | Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 | 令和2年3月1日時点 | 令和4年9月30日時点 | 事後 | 再実施によるもの |
| 令和4年9月30日 | IIしきい値判断項目 2 取扱者数 | 令和2年3月1日時点 | 令和4年9月30日時点 | 事後 | 再実施によるもの |
| 令和4年9月30日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 制限)及び別表第二 | 事後 | 再実施によるもの |
| 令和5年9月30日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | ⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの | ⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの 交付」に係るじむについては、行政手続におけ | 事後 | |
| 令和5年9月30日 | Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 | 令和4年9月30日時点 | 令和5年9月30日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 令和5年9月30日 | IIしきい値判断項目 2 取扱者数 | 令和4年9月30日時点 | 令和5年9月30日時点 | 事後 | しきい値の再確認 |
| 令和6年11月6日 | I 関連情報 9規則9条第二項の適用 | _ | 評価を実施 | 事後 | 評価書様式変更によるもの |
| 令和6年11月6日 | Ⅳ リスク対策 8人手を介在させる作業 | _ | 評価を実施 | 事後 | 評価書様式変更によるもの |
| 令和6年11月6日 | | _ | 評価を実施 | 事後 | 評価書様式変更によるもの |